

施設設備基準別添付書類チェックリスト

項目番号	省令	施設設備基準		添付書類	別添番号	備考	
1	申請者が、その営業に使用する倉庫及びその敷地について所有権その他の使用権原を有すること < 規則第3条の3第1項第1号 >	土地について 右欄のいずれか選択	土地所有権を有する場合 < 運用方針〔3〕2-4イ > 使用権原取得前申請の場合は売買契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに右の書類を提出することで差し支えない< 運用方針〔3〕2-4ニなお書き >	右欄のいずれか選択 登記簿謄本/抄本を提出する場合 登記簿謄本/抄本を提出できない場合	不動産登記簿謄本/抄本 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書		
			土地賃借権を有する場合 < 運用方針〔3〕2-4ロ > 使用権原取得前申請の場合は賃貸借契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに残りの書類を提出することで差し支えない< 運用方針〔3〕2-4ニなお書き >	右欄のいずれか選択 登記簿謄本/抄本を提出する場合 登記簿謄本/抄本を提出できない場合	不動産登記簿謄本/抄本 賃貸借契約書 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書		
			直借	右欄のいずれか選択 登記簿謄本/抄本を提出する場合 登記簿謄本/抄本を提出できない場合	不動産登記簿謄本/抄本 賃貸借契約書 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書		
			転借	右欄のいずれか選択 登記簿謄本/抄本を提出する場合 登記簿謄本/抄本を提出できない場合	不動産登記簿謄本/抄本 賃貸借契約書 転貸承諾書 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 転貸承諾書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 転貸承諾書		
		公有不動産又は公有水面を使用（土地）する場合 < 運用方針〔3〕2-4ハ >	右欄のいずれか選択 登記簿謄本/抄本を提出する場合 登記簿謄本/抄本を提出できない場合	使用許可証 使用許可証明書			
2	倉庫の種類ごとに国土交通大臣の定める建築基準法その他の法令の規定に適合していること < 規則第3条の3第2項 >	建築基準関係規定	港湾法 右欄の該当するものにマーク 港湾法第39条第1項の規定に基づき港湾管理者が分区を設定している地域に設けられる倉庫にあっては、同法第40条第1項の規定により当該分区の用途に適合していることを要する。 < 運用方針〔4〕2-1ロ(2) >	右欄のいずれか選択 当該分区の用途に適合していることを証する港湾管理者の発行する書類			
			都市計画法 都市計画区域等に設けられる倉庫にあっては、都市計画法第29条第1項又は第2項に規定するところによりその建築に際し開発許可を取得していることを要する。 < 運用方針〔4〕2-1ロ(3) >	右欄のいずれか選択 開発許可書 地方自治体の発行する許可通知書（第一種低層住居専用地域から第二種住居地域の場合）			
15	国土交通大臣の定めるところにより照明装置が設けられていること < 規則第3条の7第2項第3項 > 野種倉庫が他の種類の倉庫、関連会社の工場の敷地内等に設けられており、当該倉庫等において外灯が措置されている場合その他野種倉庫が設けられている施設内に外灯が設けられており、基準の照度が恒常的に確保できると認められる場合を含む	右欄のいずれかを選択	運用方針〔4〕5-4ロの計算式により倉庫の周囲の防護施設を中心とする半径1mの領域の1.5mの高さの部分で2ルクス以上の水平面照度がある < 運用方針〔4〕5-4イ >	照明装置の仕様書（照明設備表） 照明配置図（1.5mの高さの部分で2ルクス以上の照度が確保できる範囲を明示したもの）			
			運用方針〔4〕2-11ハの照度早見表により倉庫の周囲の防護施設を中心とする半径1mの領域の1.5mの高さの部分で2ルクスの水平面照度がある< 運用方針〔4〕5-4ハ >	照明装置の位置が確認できる書類（1.5mの高さの部分で2ルクス以上の照度が確保できる範囲を明示したもの）			
17	水面であってその周囲が築堤その他国土交通大臣の定める工作物をもって防護されていること < 規則第3条の8第2項第1号 >	右欄のいずれかを選択	周囲に築堤がある < 運用方針〔4〕6-2 >	平面図			
			周囲に杭等により固定されている網羽がある < 運用方針〔4〕6-2 >	平面図			
18	周囲の防護施設に保管する物品を係留する等の措置が講じられていること< 規則第3条の8第2項第2号 >		貨物が高潮等により流失しないように、貨物を杭に係留している < 運用方針〔4〕6-3 >	矩計図等			

注 矩計図等とは、倉庫の構造材の材質、防火・防水措置の有無等の構造の詳細を表示した矩計図、断面詳細図その他の書類をいう。なお、運用方針〔3〕2-5ロなお書きにより、規則第2条第2項第1号ニの倉庫の平面図、立面図及び断面図において構造の詳細が表示されている場合にあっては、矩計図等の提出を要しない。